

総統消第215号  
令和6年7月17日

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会会長 殿

総務大臣

令和6年全国家計構造調査等への協力について（依頼）

総務省統計局では、本年10月から11月までの2か月間、全国の約90,000世帯を対象とした「令和6年全国家計構造調査」（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）を実施します。

全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする調査です。

前述のとおり、本統計調査は、統計法に規定される基幹統計を作成するための重要な統計調査であり、調査対象となる方には同法の規定に基づき報告の義務が課せられる一方、近年、個人情報保護意識の高まりやオートロックマンションの増加などに伴い、調査員が世帯と接触することが難しく、従来にも増して調査活動が難しい状況となっています。

調査の実施に当たっては、国民の皆様の御理解はもとより、関係各方面の御協力をいただくことが不可欠であり、全国家計構造調査の円滑な実施に向けた環境整備を図るべく、マンション等の管理組合や団体の皆様に対し、オートロックマンション等における調査員の調査活動への支援及びポスター掲示などについて、協力依頼を行うものです。

つきましては、本統計調査の実施に当たり、調査員が対象の建物内へ立ち入り、調査活動を行うことについて、別添により、貴協会の地方組織及び会員各社の皆様へ御周知いただきたく、統計法第30条第1項の規定に基づき、協力依頼を行いますので、よろしくお取り計らい願います。

また、全国家計構造調査は、地方公共団体を通じて行うこととしており、地方公共団体が改めて調査への御協力をお願いする場合がありますので、このことも併せて御周知いただきますようお願いいたします。

なお、総務省統計局では、このほかに毎月実施している基幹統計調査である、労働力調査、家計調査及び小売物価統計調査においても、世帯又は不動産管理会社等を訪問させていただくことがあります。これらの統計調査は、完全失業率、個人消費の動向、消費者物価指数など、我が国の経済情勢の基本的な動向を把握し、経済・社会政策等の立案のために重要な経済指標を得るためのものでありますので、これらの調査につきましても、調査への協力が得られますよう併せて御配慮をお願いいたします。

※ 小売物価統計調査では、民営借家の家賃を把握するため、民営借家を賃貸している不動産管理会社等を対象にした家賃調査を実施しています。

(別添)

マンション管理組合の皆様へ  
＜令和6年全国家計構造調査の実施に当たり、御協力いただきたい事項＞

総務省統計局では、本年10月から11月までの2か月間、全国の約90,000世帯を対象とした「令和6年全国家計構造調査」(統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査)を実施します。

全国家計構造調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする調査です。

10月の調査の実施に先立ち、調査員が、8月上旬以降、調査対象となる地域の確認をするとともに、調査地域の各住戸に調査のお知らせを配布いたします。また、世帯員の人数等を把握するため、各世帯に訪問させていただきます。

その後、調査をお願いする世帯には、調査書類を配布するため、改めて調査員が伺います。なお、調査の実施に当たっては、調査員は調査員証を必ず携帯します。

円滑な調査の実施に向けて、以下の内容につきまして皆様の御協力をお願いします。

○ 建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう円滑な調査活動に御協力いただくこと

オートロックマンション・寮など、調査員が建物内に入ること自体が困難なケースがありますので、円滑に調査を実施することができるよう御協力をお願いします。

特に、オートロックマンションでは、調査員は共用玄関のインターホン等で都度世帯と連絡を取った上で、マンション内の各住戸を訪問することとしておりますが、住戸数が多い場合など、必要に応じ、調査員がオートロックの共用玄関に入った後、各住戸を連続して訪問させていただく場合がありますので、世帯へ事前周知など御協力をお願いします。

○ 建物内の居住状況などを御提供いただくこと

日中は不在にしている世帯など、調査員が訪問しても面会できない場合には、管理組合様に居住状況などをお尋ねすることがあります。その際には御協力いただきますようお願いいたします。

※ これは、統計法第30条第1項に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第27条第1項第1号に定める「法令に基づく場合」に当たり、本人の同意なしの情報提供が認められています。

※ 調査で知り得た内容は、統計法により厳重に保護され、調査関係者が他に漏らしたりすることは絶対ありません。

○ 貴マンション内の掲示板やエレベーターにポスターを掲示させていただくこと

貴マンションにお住まいの方々から、全国家計構造調査の趣旨とその実施への御理解を得るため、掲示板やエレベーターに広報用ポスターを掲示することについて、御協力をお願いします。

【事務担当】

総務省統計局統計調査部

消費統計課全国家計構造調査企画係

TEL : 03-5273-1173 (直通)

E-mail : w-zk2kikaku@soumu.go.jp